

一般社団法人全国医学部長病院長会議 事務局参与に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、一般社団法人全国医学部長病院長会議（以下「本会議」という。）定款第51条第7項の参与について定めることを目的とする。

(参与の任務)

第2条 参与は、本会議の事業の推進及び円滑な運営を図るため事務局長を補佐する。

(参与の選任)

第3条 参与は、原則として、本会議の事務局長経験者、大学の医学部、医科大学又はその附属病院の事務部長、事務部次長、事務長若しくはこれらに準ずる者の中から理事会の同意を得て会長が選任する。

2 前項の大学の選定については、会長校を含むとともに設置者の均衡を考慮するものとする。

(参与の任期)

第4条 参与の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(参与の処遇)

第5条 参与の処遇は次のとおりとする。

- (1) 給与は時間給をもって定め、その額は2,000円とする。
- (2) 前号以外の事項は職員就業規則第62条に定めを適用する。

附 則

平成25年11月15日施行

附 則

令和3年11月26日一部改定